

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案参照条文

第百五十九回国会提出予定の法案における改正を溶け込ましたもの

(傍線部分が改正箇所)

船員法(昭和二十二年法律第百号) (抄)

(船員)

第一条 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

前項に規定する船舶には、次の船舶を含まない。

- 一 総トン数五トン未満の船舶
 - 二 湖、川又は港のみを航行する船舶
 - 三 政令の定める総トン数三十トン未満の漁船
 - 四 前三号に掲げるもののほか、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二条第四項に規定する小型船舶であつて、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの
- 前項第二号の港の区域は、港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)に基づき港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、国土交通大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

第二条 (略)

この法律で予備船員とは、前条第一項に規定する船舶に乗り組むため雇ようされている者で船内で使用されていないものをいう。

(給料及び労働時間)

第四条 この法律で、給料とは、船舶所有者が船員に対し一定の金額により定期に支払う報酬のうち基本となるべき固定給をいい、労働時間とは、上長の職務上の命令に基き航海当直その他の作業に従事する時間をいう。

(船舶所有者に関する規定の適用)

第五条 この法律及びこの法律に基いて発する命令のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には、船舶管理人に、船舶貸借の場合には、船舶借入人に、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合には、その者にこれを適用する。

(労働基準法の適用)

第六条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一条から第十一条まで、第一百六条第二項、第一百七条から第一百九条まで及び第二百二十一条の規定は、船員の労働関係についても適用があるものとする。

(この法律に違反する契約)

第三十一条 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約(予備船員については、雇用契約。以下第三十四条まで、第五十八条、第八十四条及び第一百条において同じ。)は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、この法律で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

(労働条件の明示)

第三十二条 船舶所有者は、雇入契約の締結に際し、国土交通省令の定めるところにより、船員に対して給料、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。雇入契約の変更に際しても同様とする。

(賠償予定の禁止)

第三十三条 船舶所有者は、雇入契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

(貯蓄金の管理等)

第三十四条 船舶所有者は、雇入契約に附随して、貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとする場合においては、国土交通省令の定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金の管理をする場合において、貯蓄金の管理が預金の受入れであるときは、利子をつけなければならない。この場合において、その利率が金融機関の受け入れる預金の利率を考慮して国土交通省令の定める利

率を下るときは、その国土交通省令の定める利率による利子をつけることとしたものとみなす。

船員は、船舶所有者に管理を委託した貯蓄金については、いつでも、返還を請求することができる。

(相殺の制限)

第三十五条 船舶所有者は、船員に対する債権と給料の支払の債務とを相殺してはならない。但し、相殺の額が給料の額の三分の一を超えないとき及び船員の犯罪行為に因る損害賠償の請求権を以てするときは、この限りでない。

(解雇制限)

第四十四条の二 船舶所有者は、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間及びその後三十日間並びに女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。ただし、療養のため作業に従事しない期間が三年を超えた場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

前項但書の天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、その事由について国土交通大臣の認定を受けなければならない。

(解雇の予告)

第四十四条の三 船舶所有者は、予備船員を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない船舶所有者は、一箇月分の給料の額と同額の予告手当を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は予備船員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。

前項の予告の日数は、一日について、国土交通省令の定めるところにより算定する給料の額と同額の予告手当を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

第一項但書の場合においては、その事由について国土交通大臣の認定を受けなければならない。

(失業手当)

第四十五条 船舶所有者は、第三十九条の規定により雇入契約が終了したときは、その翌日(行方不明となつた船員については、その生存が知れた日)から二箇月(その行方不明について行方不明手当の支払を受くべき船員については、二箇月から行方不明中の期間を控除した期間)の範囲内において、船員の失業期間中毎月一回その失業日数に応じ給料の額と同額の失業手当を支払

わなければならない。

(雇止手当)

第四十六条 船舶所有者(第四号の場合には旧所有者)は、左の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、船員に一箇月分の給料の額と同額の雇止手当を支払わなければならない。

- 一 第四十条第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。
- 二 第四十一条第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。
- 三 第四十二条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。
- 四 第四十三条第一項の規定により雇入契約が終了したとき。
- 五 船員が第八十三条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

第四十七条 船舶所有者は、次の各号の一に該当する場合には、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港又は雇入港までの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地(雇入れのため雇入港に招致した船員及び未成年者の船員にあつては、雇入港若しくは雇入契約の成立の時における船員の居住地又はこれらのいずれかまでの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地)まで船員を送還しなければならない。ただし、送還に代えてその費用を支払うことができる。

- 一 第三十九条の規定により雇入契約が終了したとき。
- 二 第四十条第一号又は第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。
- 三 第四十条第五号又は第四十一条第一項第三号の規定により船舶所有者又は船員が雇入契約を解除したとき。ただし、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。
- 四 第四十一条第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。
- 五 第四十二条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。
- 六 第四十三条第二項の規定により船員が雇入契約を解除したとき。
- 七 雇入契約が期間の満了により船員の本国以外の地で終了したとき。
- 八 船員が第八十三条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたとき。

(送還手当)

第四十九条 船舶所有者は、船員の送還に要する日数に応じ給料の額と同額の送還手当を支払わなければならない。送還に代えてその費用を支払うときも同様とする。

前項の送還手当は、船舶所有者が送還するときは、毎月一回、送還に代えてその費用を支払うときは、その際これを支払わなければならない。

(船員手帳)

第五十条 船員は、船員手帳を受有しなければならない。

(略)

船員手帳の交付、訂正、書換及び返還に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(給料その他の報酬の定め方)

第五十二条 船員の給料その他の報酬は、船員労働の特殊性に基き、且つ船員の経験、能力及び職務の内容に応じて、これを定めなければならない。

(給料その他の報酬の支払方法)

第五十三条 給料その他の報酬は、その全額を通貨で、第五十六条の規定による場合を除き直接船員に支払わなければならない。ただし、法令又は労働協約に別段の定めがある場合においては給料その他の報酬の一部を控除して支払い、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は給料その他の報酬で国土交通省令で定めるものについて確実な支払の方法で国土交通省令で定めるものによる場合においては通貨以外のもので支払うことができる。

国土交通省令の定める報酬を除いて、給料その他の報酬は、これを毎月一回以上一定の期日に支払わなければならない。

第五十四条 船舶所有者は、左の場合には、支払期日前でも遅滞なく、船員が職務に従事した日数に応じ、前条第二項に規定する給料その他の報酬を支払わなければならない。

一 船員が解雇され、又は退職したとき。

二 船員、その同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者が結婚、葬祭、出産、療養又は不慮の災害の復旧に要する費用に充てようとする場合において、船員から請求のあつたとき。

第五十六条 船舶所有者は、船員から請求があつたときは、船員に支払わらるべき給料その他の報酬をその同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者に渡さなければならない。

(歩合による報酬)

第五十八条 船員の報酬が歩合によつて支払われる場合においては、その歩合による毎月の額が雇入契約に定める一定額に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額を下つてはならない。

第三十五条及び前条の規定の適用については、前項に規定する一定額の報酬は、これを給料とみなす。

船員の報酬が歩合によつて支払われるときは、第四十四条の三、第四十五条、第四十六条、第四十九条及び第七十八条の規定の適用については、雇入契約に定める額を以て一箇月分の給料の額とみなす。

前項の額は、第一項の一定額以下であつてはならない。

(報酬支払簿)

第五十八条の二 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、報酬支払簿を備え置いて、船員に対する給料その他の報酬の支払に関する事項を記載しなければならない。

(労働時間)

第六十条 海員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とする。

海員の一週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均四十時間以内とする。

前項の基準労働期間とは、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に係る事項を勘案して国土交通省令で定める船舶の区分に応じて一年以下の範囲内において国土交通省令で定める期間(船舶所有者が就業規則その他これに準ずるものにより当該期間の範囲内においてこれと異なる期間を定めた場合又は労働協約により一年以下の範囲内においてこれらと異なる期間が定められた場合には、それぞれその定められた期間)をいう。

(略)

(補償休日)

第六十二条 船舶所有者は、海員の労働時間(第六十六条(第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける時間を除く。))が一週間において四十時間を超える場合又は海員に一週間において少なくとも一日の休日を与えることができなない場合には、その超える時間(当該一週間において少なくとも一日の休日を与えられない場合にあつては、その超える時間が八時間を超える時間。次項において「超過時間」という。))において作業に従事すること又はその休日を与えられないことに対する補償としての休日(以下「補償休日」という。))を、当該一週間に係る第六十条第二項の基準労働期間以内にその者に与えなければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるときその他の国土交通省令で定める

やむを得ない事由のあるときは、その事由の存する期間、補償休日を与えることを延期することができる。

前項の規定により与えるべき補償休日の日数は、超過時間の合計八時間当たり又は少なくとも一日の休日を与えられない一週間当たり一日を基準として、第六十条第二項及び前条の規定を遵守するために必要な日数として国土交通省令で定めるところにより算定される日数とし、その付与の単位は、一日（国土交通省令で定める場合は、国土交通省令で定める一日未満の単位）とする。

第一項の規定により与えられた補償休日を含む一週間に係る同項の規定の適用については、当該補償休日はそれを与えられた海員が作業に従事した日であつて休日以外のものとみなし、その労働時間は八時間（当該補償休日が前項の国土交通省令の規定による一日未満の単位で与えられたものである場合には、国土交通省令で定める時間）とみなす。

前三項に定めるもののほか、補償休日の付与に關し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

第六十四条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させることができる。

第六十五条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、第六十二条第一項の規定にかかわらず、その協定で定めるところにより、かつ、国土交通省令で定める補償休日の日数を限度として、補償休日において海員を作業に従事させることができる。

（労働時間の限度）

第六十五条の二（略）

船舶所有者は、海員を前項に規定する労働時間の限度を超えて作業に従事させてはならない。

（略）

（記録簿の備置き）

第六十七条（略）

船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、休日付与簿を備え置いて、船員に対する休日の付与に關する事項を記載

しなければならない。

(例外規定)

第六十八条 第六十条から前条までの規定及び第七十二条の二の国土交通省令の規定は、海員が船長の命令により、次の作業に従事する場合には、これを適用しない。

- 一 人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業
- 二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業
- 三 航海当直の通常の交代のために必要な作業

(定員)

第六十九条 船舶所有者は、国土交通省令の定める場合を除いて、第六十条第一項の規定又は第七十二条の二の国土交通省令の規定を遵守するために必要な海員の定員を定めて、その員数の海員を乗り組ませなければならない。

船舶所有者は、航海中海員に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充しなければならない。

第七十条 船舶所有者は、前条の規定によるほか、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り組ませなければならない。

(適用範囲等)

第七十一条 第六十条から第六十九条までの規定は、次の船舶については、これを適用しない。

- 一 帆船
 - 二 漁船
 - 三 海員が断続的作業に従事する船舶で船舶所有者が国土交通大臣の許可を受けたもの
- 前項各号の船舶に係る前条の規定の適用については、同条中「前条の規定によるほか、航海当直」とあるのは、「航海当直」とする。

第七十二条 第六十条から第六十九条までの規定は、次の者には、これを適用しない。

- 一 甲板部、機関部又は無線部の最上位にある職員で航海当直をしない者その他これらに準ずる者で国土交通省令で定めるもの
- 二 医師及び専ら看護に従事する者

第七十三条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船員中央労働委員会の決議により、第六十条から第六十九条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関し必要な国土交通省令を発することができる。

第七章 有給休暇

(有給休暇の付与)

第七十四条 船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて六箇月間連続して勤務（船舶のぎ装又は修繕中の勤務を含む。以下同じ。）に従事したときは、その六箇月の経過後一年以内にその船員に次条第一項又は第二項の規定による日数の有給休暇を与えなければならぬ。ただし、船舶が航海の途中にあるとき、又は船舶の工事のため特に必要がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、当該航海又は工事に必要な期間（工事の場合にあつては、三箇月以内に限る。）有給休暇を与えることを延期することができる。

船舶所有者は、船員が前項の規定により与えられた有給休暇に係る連続した勤務の後に当該同一の事業に属する船舶において一年間連続して勤務に従事したときは、その一年の経過後一年以内にその船員に次条第三項又は第四項の規定による日数の有給休暇を与えなければならぬ。

第一項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。）をした期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。

船舶における勤務が中断した場合において、その中断の事由が船員の故意又は過失によるものでなく、かつ、その中断の期間の合計が一年当たり六週間を超えないときは、その中断の期間は、船員が当該期間の前後の勤務と連続して勤務に従事した期間とみなす。

(有給休暇の日数)

第七十五条 前条第一項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務六箇月について十五日とし、連続し

た勤務三箇月を増すごとに五日を加える。ただし、同項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間一箇月を増すごとに二日を加える。

沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海するものに乗組む船員に前条第一項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、連続した勤務六箇月について十日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日）を加える。

前条第二項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続して勤務一年について二十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える。ただし、同条第三項において準用する同条第一項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間一箇月を増すごとに二日を加える。

第二項に規定する船員に前条第二項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、連続した勤務一年について十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日）を加える。

第七十六条 船舶所有者が船員に週休日、祝祭日の休日、慣習による休日又はこれらに代わるべき休日を与えているときは、その休日の日数は、これを前条の有給休暇の日数に算入しないものとする。負傷又は疾病に因り勤務に従事しない日数も同様とする。

（有給休暇の与え方）

第七十七条 有給休暇を与うべき時期及び場所については、船舶所有者と船員との協議による。

有給休暇は、労働協約の定めるところにより、期間を分けて、これを与えることができる。

（有給休暇中の報酬）

第七十八条 船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに国土交通省令の定める手当及び食費を支払わなければならない。

船舶所有者は、有給休暇を請求することができる船員が有給休暇を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与うべき有給休暇の日数に応じ前項の給料、手当及び食費を支払わなければならない。

（適用範囲等）

第七十九条 この章の規定は、左の船舶については、これを適用しない。

- 一 漁船
- 二 船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶

第七十九条の二 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船員中央労働委員会の決議により、漁船に乗り組む船員の有給休暇に関し必要な国土交通省令を発することができる。

(食料の支給)

第八十条 船舶所有者は、船員の乗船中国土交通省令の定めるところにより、これに食料を支給しなければならない。

遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数七百トン以上のもの又は国土交通省令の定める漁船に乗り組む船員に支給する食料は、国土交通大臣の定める食料表によらなければならない。

(安全及び衛生)

第八十一条 船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

船舶所有者は、国土交通省令の定める危険な船内作業については、国土交通省令の定める経験又は技能を有しない船員を従事させてはならない。

船舶所有者は、次に掲げる船員を作業に従事させてはならない。

- 一 伝染病にかかった船員
- 二 心身の障害により作業を適正に行うことができない船員として国土交通省令で定めるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働に従事することによつて病勢の増悪するおそれのある疾病として国土交通省令で定めるものにかかった船員

(略)

(医師)

第八十二条 船舶所有者は、左の船舶には、医師を乗り組ませなければならない。但し、国内各港間を航海するとき、国土交通省令の定める区域のみを航海するとき、又は国土交通省令の定める短期間の航海を行なう場合若しくはやむを得ない事由がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数三千トン以上の船舶で最大とう載人員百人以上のもの
- 二 前号に掲げる船舶以外の遠洋区域を航行区域とする国土交通省令の定める船舶で国土交通大臣の指定する航路に就航するもの

三 国土交通省令の定める母船式漁業に従事する漁船

(衛生管理者)

第八十二条の二 船舶所有者は、左の船舶（前条各号に掲げるものを除く。）については、乗組員の中から衛生管理者を選任しなければならない。但し、国内各港間を航海する場合又は国土交通省令の定める区域のみを航海する場合は、この限りでない。

一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数三千トン以上の船舶

二 国土交通省令の定める漁船

衛生管理者は、衛生管理者適任証書を受有する者でなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合において、国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

国土交通大臣は、左に掲げる者に衛生管理者適任証書を交付する。

一 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者

二 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

衛生管理者は、国土交通省令の定めるところにより、船内の衛生管理に必要な業務に従事しなければならない。その業務については、衛生管理者は、必要に応じ、医師の指導を受けるように努めなければならない。

前各項に定めるものの外、衛生管理者及び衛生管理者適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(健康証明書)

第八十三条 船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。但し、やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

前項但書の場合には、船舶所有者は、遅滞なく、その後に着する港で健康証明書を受けさせる手続をしなければならない。

この場合において健康証明書を受けることのできない者は、これを引き続き使用してはならない。
健康証明書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(未成年者の能力)

第八十四条 未成年者が船員となるには、法定代理人の許可を受けなければならない。

前項の許可を受けた者は、雇入契約に関しては、成年者と同一の能力を有する。

(年少船員の就業制限)

第八十五条 船舶所有者は、年齢十五年未満の者を船員として使用してはならない。但し、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。

船舶所有者は、年齢十八年未満の船員を第八十一条第二項の国土交通省令の定める危険な船内作業又は国土交通省令の定める当該船員の安全及び衛生上有害な作業に従事させてはならない。

・ (略)

(年少船員の夜間労働の禁止)

第八十六条 船舶所有者は、年齢十八年未満の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、国土交通省令の定める場合においてこれと異なる時刻の間において午前零時前後にわたり連続して九時間休息させるときは、この限りでない。

前項の規定は、第六十八条第一号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。
第一項の規定は、漁船及び船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第九章の二 女子船員

(妊産婦の就業制限)

第八十七条 船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。
一 国土交通省令で定める範囲の航海に関し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めるとき。

二 女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。

船舶所有者は、出産後八週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。ただし、出産後六週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めるときは、この限りでない。

船舶所有者は、第一項ただし書の規定に基づき、妊娠中の女子を船内で作業に従事させる場合において、その女子の申出があつたときは、その者を軽易な作業に従事させなければならない。

第八十八条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、妊娠中又は出産後一年以内の女子(以下「妊産婦」という。)の船員を国土交通省令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。

第八十八条の二 第六章（第六十条第二項及び第三項、第六十二条並びに第六十三条の規定を除く。）の規定は、妊産婦の海員の労働時間及び休日については、これを適用しない。

第八十八条の二の二 妊産婦の船員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とする。

船舶所有者は、妊産婦の船員を前項に規定する労働時間を超えて作業に従事させてはならない。ただし、出産後八週間を経過した妊産婦の船員がその労働時間を超えて作業に従事することを申し出た場合（妊産婦の海員にあつては、第六十四条に規定する場合に限る。）において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めるときは、この限りでない。

第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、前項ただし書の規定により妊産婦の海員（第七十二条各号に掲げる者を除く。）が労働時間の制限を超えて作業に従事した場合について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「補償休日及び前条の割増手当」とあるのは、「第八十八条の二の二第三項において準用する前条の割増手当」と読み替えるものとする。

第八十八条の三 船舶所有者は、妊産婦の船員に一週間について少なくとも一日の休日（第六十二条第一項の規定により与えられる補償休日を除く。）を与えなければならない。

妊産婦の海員に係る第六十二条の規定の適用については、同条第一項中「一週間において四十時間を超える場合又は海員に一週間において少なくとも一日の休日を与えることができない場合」とあるのは「一週間において四十時間を超える場合」と、「作業に従事すること又はその休日を与えられないこと」とあるのは「作業に従事すること」と、同条第二項中「超過時間の合計八時間当たり又は少なくとも一日の休日」とあるのは「超過時間の合計八時間当たり一日を基準として、第六十条第二項」とする。

船舶所有者は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が休日において作業に従事することを申し出た場合（妊産婦の海員にあつては、第六十四条第一項又は第六十五条に規定する場合に限る。）において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めるときは、第一項及び前項の規定により読み替えて適用する第六十二条第一項の規定にかかわらず、当該妊産婦の船員を休日において作業に従事させることができる。

第六十六条の規定は前項の規定により妊産婦の海員（七十二条各号に掲げる者を除く。）が休日において作業に従事した場合について、第六十七条の規定は妊産婦の船員が乗り組む船舶の船長及び船舶所有者について準用する。この場合において、同条第一項中「前条の割増手当」とあるのは「第八十八条の三第四項において準用する前条の割増手当」と読み替えるものとする。

第八十八条の四 船舶所有者は、妊産婦の船員を午後八時から翌日の午前五時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、国土交通省令で定める場合において、これと異なる時刻の間において午前零時前後にわたり連続して九時間休息させると

きは、この限りでない。

前項の規定は、出産後八週間を経過した妊産婦の船員が同項本文の時刻の間において作業に従事すること又は同項ただし書の規定による休息時間を短縮することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めるときは、これを適用しない。

(例外規定)

第八十八条の五 第六十条第二項及び第三項、第六十二条、第六十三条並びに前三条の規定は、船舶所有者が妊産婦の船員を第六十八条第一号の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

第八十八条の六 船舶所有者は、妊産婦以外の女子の職員を第八十八条に規定する作業のうち国土交通省令で定める女子の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

(生理日における就業制限)

第八十八条の七 船舶所有者は、生理日における就業が著しく困難な女子の船員の請求があつたときは、その者を生理日において作業に従事させてはならない。

(適用範囲)

第八十八条の八 この章の規定は、船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

第十章 災害補償

(療養補償)

第八十九条 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなせるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。

船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、三箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

第九十条 前条の療養は、次の各号のものとする。

- 一 診察
- 二 薬剂又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 治療に必要な自宅以外の場所への収容（食料の支給を含む。）
- 七 移送

（傷病手当及び予後手当）

第九十一条 船員が職務上負傷し、又は疾病にかつたときは、船舶所有者は、四箇月の範囲内においてその負傷又は疾病がなおるまで毎月一回、国土交通省令の定める報酬（以下標準報酬という。）の月額に相当する額の傷病手当を支払い、その四箇月が経過してもその負傷又は疾病がなおらないときは、そのなおるまで毎月一回、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の傷病手当を支払わなければならない。

船舶所有者は、前項の負傷又は疾病がなおつた後遅滞なく、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の予後手当を支払わなければならない。

前二項の規定は、負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、これを適用しない。

（障害手当）

第九十二条 船員の職務上の負傷又は疾病がなおつた場合において、なおその船員の身体に障害が存するときは、船舶所有者は、なおつた後遅滞なく、標準報酬の月額に障害の程度に応じ別表に定める月数を乗じて得た額の障害手当を支払わなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

（行方不明手当）

第九十二条の二 船舶所有者は、船員が職務上行方不明となつたときは、三箇月の範囲内において、行方不明期間中毎月一回、国土交通省令の定める被扶養者に標準報酬の月額に相当する額の行方不明手当を支払わなければならない。但し、行方不明の期間が一箇月に満たない場合は、この限りでない。

（遺族手当）

第九十三条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族に標準報酬の月額三十六箇月分に相当する額の遺族手当を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

(葬祭料)

第九十四条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族で葬祭を行う者に標準報酬の月額二箇月分に相当する額の葬祭料を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

(他の給付との関係)

第九十五条 第八十九条乃至前条の規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支払(以下災害補償と総称する。)を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由に因り船員保険法による保険給付又は国土交通省令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。

(審査及び仲裁)

第九十六条 職務上の負傷、疾病、行方不明又は死亡の認定、療養の方法、災害補償の金額の決定その他災害補償の実施に関して異議のある者は、国土交通大臣に対して審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

国土交通大臣は、必要があると認めるときは、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。

国土交通大臣は、審査又は事件の仲裁に際し船長その他の関係人の意見を聴かなければならない。

国土交通大臣は、審査又は事件の仲裁のため必要があると認めるときは、医師に診断又は検案をさせることができる。

第一項の規定による審査又は事件の仲裁の申立て及び第二項の規定による審査又は事件の仲裁の開始は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

第十一章 就業規則

(就業規則の作成及び届出)

第九十七条 常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、次の事項について就業規則を作成し、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 一 給料その他の報酬
- 二 労働時間
- 三 休日及び休暇

四 定員

前項の船舶所有者は、次の事項について就業規則を作成したときは、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを變更したときも同様とする。

- 一 食料並びに安全及び衛生
- 二 被服及び日用品
- 三 陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設
- 四 災害補償
- 五 失業手当、雇止手当及び退職手当
- 六 送還
- 七 教育
- 八 賞罰
- 九 その他の労働条件

船舶所有者を構成員とする団体で法人たるものは、その構成員たる第一項の船舶所有者について適用される就業規則を作成して、これを届け出ることができる。その変更についても同様とする。

前項の規定による届出があつたときは、同項に規定する船舶所有者は、当該就業規則の作成及びその作成又は変更の届出をしなくてもよい。

第一項乃至第三項の規定による届出には、第九十八条の規定により聴いた意見を記載した書面を添附しなければならない。

(就業規則の作成の手續)

第九十八条 船舶所有者又は前条第三項に規定する団体は、就業規則を作成し、又は変更するには、その就業規則の適用される船舶所有者の使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

(就業規則の監督)

第九十九条 国土交通大臣は、法令又は労働協約に違反する就業規則の変更を命ずることができる。

国土交通大臣は、就業規則が不当であると認めるときは、船員労働委員会（船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会をいう。以下同じ。）の議を経て、その変更を命ずることができる。

(就業規則の効力)

第百条 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。

(監督命令等)

第百一条 国土交通大臣は、この法律、労働基準法(船員の労働関係について適用される部分に限る。以下同じ。)又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、その違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず、船舶所有者又は船員がその命令に従わない場合において、船舶の航海の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、その船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。この場合において、その船舶が航行中であるときは、国土交通大臣は、その船舶の入港すべき港を指定することができる。

(略)

第百二条 国土交通大臣は、船舶所有者及び船員の間を生じた労働関係に関する紛争(労働関係調整法第六条の労働争議及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条第一項の個別労働関係紛争であつて同法第二十一条第一項の規定により読み替えられた同法第五条第一項の規定により船員地方労働委員会があつせんを委任されたものを除く。)の解決について、あつせんすることができる。

(外国における国土交通大臣の事務)

第百三条 この法律によつて国土交通大臣の行うべき事務は、外国にあつては、国土交通省令の定めるところにより、日本の領事官がこれを行う。

行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に定めるもののほか、領事官の行なう前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

(市町村が処理する事務)

第百四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令の定める基準により国土交通大臣の指定する市町村長が行うこととすることができる。

市町村長のした前項の事務（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。）に係る処分についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。

市町村長の行う第一項の事務（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。）に係る処分の不作為についての審査請求は、都道府県知事又は国土交通大臣のいずれかに対してするものとする。

（船員労務官）

第百五条 国土交通大臣は、所部の職員の中から船員労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。

第百六条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告をすることができる。

第百七条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。

船員労務官は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

前二項の場合には、船員労務官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

船員労務官の服制は、国土交通省令でこれを定める。

第百八条 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。

第百八条の二 船員労務官は、第百一条第二項に規定する場合において、船舶の航海の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

第百九条 船員労務官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。船員労務官を退職した後においても同様とする。

（船員労働委員会の権限）

第一百十條 船員労働委員会は、労働組合法に定める権限を行う外、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

船員労働委員会は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。

(報告事項)

- 第一百十一條 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、左の事項について、国土交通大臣に報告をしなければならない。
- 一 使用船員の数
 - 二 給料その他の報酬の支払状況
 - 三 災害補償の実施状況
 - 四 その他国土交通省令の定める事項

(船員の申告)

第一百十二條 この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実があるときは、船員は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長、船員労務官又は船員労働委員会にその事実を申告することができる。

船舶所有者は、前項の申告をしたことを理由として、船員を解雇しその他船員に対して不利益な取扱を与えてはならない。

(就業規則等の公示)

第一百十三條 船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基づいて発する命令、労働協約、就業規則並びに第三十四條第二項、第六十四條の二及び第六十五條の協定を記載した書類を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。

(報酬、補償及び手当の調整)

第一百十四條 船舶所有者は、給料その他の報酬、失業手当、送還手当、傷病手当又は行方不明手当のうち、その二以上をともに支払うべき期間については、いずれか一の多額のものを支払うを以て足りる。

船舶所有者は、給料その他の報酬を支払うべき場合において雇止手当又は予後手当を支払うべきときは、給料その他の報酬を支払うべき限度において、雇止手当又は予後手当の支払の義務を免れる。

(讓渡又は差押の禁止)

第百十五条 失業手当、雇止手当、送還の費用、送還手当又は災害補償を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。給料その他の報酬及び前条に規定する手当とともに支払うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利(これらの手当の額に相当する部分に関するものに限る。)についても同様とする。

(付加金の支払)

第百十六条 船舶所有者は、第四十四条の三から第四十七条まで、第四十九条、第六十三条、第六十六条(第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)又は第七十八条の規定に違反したときは、これらの規定により船舶所有者が支払うべき金額(第四十七条の場合には送還の費用)についての次項の規定による請求の時における未払金額に相当する額の付加金を船員に支払わなければならない。

船員は、裁判所に対する訴えによつてのみ前項の付加金の支払を請求することができる。ただし、その訴えは、同項に規定する違反のあつた時から二年以内にこれをしなければならぬ。

(時効の特則)

第百十七条 船員の船舶所有者に対する債権は、二年間(退職手当の債権にあつては、五年間)これを行わないときは、時効によつて消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

(航海当直部員)

第百十七条の二 船舶所有者は、国土交通省令の定める船舶に航海当直をすべき職務を有する部員(第五項において「航海当直部員」という。)として部員を乗り組ませようとする場合には、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令の定めるところにより乗り組ませなければならない。

国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより航海当直をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

国土交通大臣は、次項の規定により証印を抹消され、その日から一年を経過しない者に対しては、前項の証印をしないことができる。

国土交通大臣は、第二項の規定により証印を受けている者が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その者に対し船員手帳の提出を命じ、その証印を抹消することができる。

前各項に定めるもののほか、航海当直部員及び第二項の規定による証印に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(危険物等取扱責任者)

第一百七十七条の三 船舶所有者は、国土交通省令の定めるタンカー（国土交通大臣の定める危険物又は有害物であるばら積み液体貨物を輸送するために使用される船舶をいう。）には、危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者（第三項において「危険物等取扱責任者」という。）として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令の定めるところにより乗り組ませなければならない。

国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

前条第三項から第五項までの規定は、危険物等取扱責任者及び前項に規定する証印について準用する。

(救命艇手)

第一百八条 船舶所有者は、国土交通省令の定める船舶については、乗組員の中から国土交通省令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならない。

国土交通大臣は、左に掲げる者に救命艇手適任証書を交付する。

- 一 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者
 - 二 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者
- 国土交通大臣は、次項の規定により救命艇手適任証書の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者に対しては、救命艇手適任証書の交付を行わないことができる。

国土交通大臣は、救命艇手が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その救命艇手適任証書の返納を命ずることができる。

前各項に定めるもののほか、救命艇手及び救命艇手適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

(旅客船の乗組員)

第一百八条の二 船舶所有者は、国土交通省令の定める旅客船には、国土交通省令の定めるところにより旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませてはならない。

(高速船の乗組員)

第一百八条の三 船舶所有者は、国土交通省令の定める高速船（最大速力が国土交通大臣の定める速力以上の船舶をいう。）には、国土交通省令の定めるところにより船舶の特性に応じた操船に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませてはならない。

（戸籍証明）

第一百九条 船員、船員になろうとする者、船舶所有者又は船長は、船員又は船員になろうとする者の戸籍について、戸籍事務を管掌する者又はその代理者に対し無償で証明を請求することができる。

（経過措置）

第一百九条の二 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合には、命令においては、命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（年金制度、健康保険制度、雇用保険制度その他の社会保障制度及びこれらに関する政府の特別会計、労働関係調整制度その他の労働関係制度並びに罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（国及び公共団体に対する適用）

第二百十条 この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令は、国、都道府県、市町村その他これに準ずるものについても適用があるものとする。

（手数料の納付）

第二百十一条の二 船員手帳の交付、訂正若しくは書換え若しくは衛生管理者適任証書若しくは救命艇手適任証書の再交付の申請をし、又は衛生管理者若しくは救命艇手の試験を受け、若しくはこれらの資格の認定を申請しようとする者（第二百四条第一項の規定により市町村長が行う事務に係る申請をする者を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。

（事務の区分）

第二百十一条の三 第二百四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第二百一十一条の四 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令の定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、国土交通省令の定めるところにより、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任することができる。

第二百二十九条 船舶所有者が第八十五条第一項若しくは第二項、第八十八条又は第八十八条の六の規定に違反したときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条から第四十七条まで、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第二項(第八十八条の二の二第三項において準用される場合を含む。)、第六十六条(第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第二項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百二十二条第二項、第一百七十七条の二第一項、第一百七十七条の三第一項、第一百八条第一項、第一百八条の二若しくは第一百八条の三の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づいて発する国土交通省令に違反したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三百十一条 船舶所有者が次の各号の一に該当する場合には、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十二条、第三十四条第二項、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第五十八条第一項、第八十二条の二第一項、第八十三条第一項若しくは第二項、第八十五条第三項、第八十八条の七又は第一百十三条の規定に違反したとき。
- 二 第三十四条第四項の規定による船員の請求にかかわらず、貯蓄金を返還しなかつたとき。
- 三 第五十八条の二又は第六十七条第二項(第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿を備え置かず、又は帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第一百十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三百十二条 第三百十二条次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第一百一条第二項の規定による処分に違反した者

二 (略)

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条の規定に違反して雇入契約の成立等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 削除

三 自己の船員手帳を棄損した者

四 第五十条第三項の規定に基づいて発する国土交通省令に違反した者

五 詐偽その他の不正行為をもつて船員手帳の交付、訂正又は書換えを受けた者

六 他人の船員手帳を行使した者

七 第九十七条の規定による就業規則の作成若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第九十八条の規定に違反した者

九 第九十九条の規定による命令に違反した者

十 第一百一条第一項の規定による命令に違反した者

十一 第一百七条第一項の規定による出頭の命令に 응せず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二 第九十九条の規定に違反した者

十三 第一百十二条第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

十四 第二百十条の三第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

十五 第二百十条の三第二項の規定による検査若しくは審査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三百三十五条 船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に關し第二百九条から第三十一条まで、第三百三十二条第一号又は第三百三十三条第一号若しくは第七号から第十一号までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、各本条の罰金を科する。

第九十七条第三項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務に關し第三百三十三条第七号から第九号まで又は第十一号の違反行為をしたときは、前項の規定を準用する。

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

（労働組合）

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

一 役員、雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に
てい触する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの

二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

三 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの
四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

第十九条の十三 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員及び特定独立行政法人職員を除く。以下この項において同じ。）に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに厚生労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び国土交通大臣が行うものとする。この場合において、第十八条第四項の規定は、船員については、適用しない。

25（略）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第八十二条の二 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が

国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2（略）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の予防等に必要なための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もつて国民の自由と権利を保護することを目的とする。

第三十一条（略）

2）6（略）

7 都道府県センターの役員若しくは職員（暴力追放相談委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、相談事業に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8・9（略）

第四十八条 第三十一条第七項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（傷害）

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（現場助勢）

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（暴行）

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（凶器準備集合及び結集）

第二百八条の三 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備を知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備を知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

（脅迫）

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

（背任）

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

大正十五年法律第六十号（暴力行為等処罰ニ関スル法律）（大正十五年法律第六十号）（抄）

第一条 団体若ハ多衆ノ威力ヲ示シ、団体若ハ多衆ヲ仮装シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ数人共同シテ刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条、第二百二十二条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第一条ノ二 銃砲又ハ刀劍類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

前二項ノ罪ハ刑法第三条及第四条の二ノ例ニ從フ

第一条ノ三 常習トシテ刑法第二百四条、第二百八条、第二百二十二条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯シタル者人ヲ傷害シタルモノナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処シ其ノ他ノ場合ニ在リテハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

第二条 財産上不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ第一条ノ方法ニ依リ面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

常習トシテ故ナク面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

第三条 第一条ノ方法ニ依リ刑法第九十九条、第二百四条、第二百八条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百三十四条、第二百六十条又ハ第二百六十一条ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ金品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ職務ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者及情ヲ知りテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

第一条ノ方法ニ依リ刑法第九十五条ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

第七十三条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者

- 二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
 - 三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者
- 2 (略)

健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（資格の得喪の確認）

第三十九条 被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、第三十六条第四号に該当したことによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2・3 (略)

（届出）

第四十八条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者に届け出なければならない。

（通知）

第四十九条 (略)

2 事業主は、前項の通知があつたときは、速やかに、これを被保険者又は被保険者であつた者に通知しなければならない。

3・5 (略)

第五十条 (略)

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

（保険料の負担及び納付義務）

第六十一条 (略)

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

3・4 (略)

(日雇特例被保険者の保険料額)

第百六十八条 (略)

2 第四十条第三項の規定は前項第二号の政令の制定又は改正について、第四十八条の規定は日雇特例被保険者の賞与額に関する事項について、第百二十五条第二項の規定は賞与の全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合におけるその価額の算定について準用する。

(日雇特例被保険者に係る保険料の負担及び納付義務)

第百六十九条 (略)

2 事業主(日雇特例被保険者が一日において二以上の事業所に使用される場合においては、初めにその者を使用する事業主。第四項から第六項まで、次条第一項及び第二項並びに第百七十一条において同じ。)は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付する義務を負う。

3 6 (略)

7 事業主は、日雇特例被保険者に対して賞与を支払った日の属する月の翌月末日までに、その者及び自己の負担すべきその日の賞与額に係る保険料を納付する義務を負う。

8 (略)

(健康保険印紙の受払等の報告)

第百七十一条 事業主は、その事業所ごとに健康保険印紙の受払及び前条第一項に規定する告知に係る保険料の納付(以下この条

において「受払等」という。)に関する帳簿を備え付け、その受払等の都度、その受払等の状況を記載し、かつ、翌月末日までに、日雇特例被保険者の保険の保険者にその受払等の状況を報告しなければならない。

2 前項の場合において、健康保険組合を設立する事業主は、併せて当該健康保険組合に同項の報告をしなければならない。

3 (略)

(徴収に関する通則)

第百八十三条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(立入検査等)

第九十八條 厚生労働大臣又は社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関して必要があると認めるときは、事業主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

第二百八条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十八条（第六十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第四十九條第二項（第五十條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をしないとき。
- 三 第六十一條第二項又は第六十九條第七項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。
- 四 第六十九條第二項の規定に違反して、保険料を納付せず、又は第七十一條第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、若しくは同項若しくは同条第二項の規定に違反して、報告せず、若しくは虚偽の報告をしたとき。
- 五 第九十八條第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二百十三條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第四百十一條の規定による徴収職員の質問（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）に対して答弁せず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第八十三條の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百十一條の規定による検査（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第二百十四條 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二百八條又は前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

2 (略)

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）

第一条（略）

（略）

第一項ノ被扶養者ノ範圍ハ左ニ掲グルモノトス

一 被保険者ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事实上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）、子、孫及弟妹ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事实上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

四 前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

第四条ノ三 被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各号ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一、二、三

四 一年ヲ通ジ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルベキ被保険者ノ報酬ニ付基本タルベキ固定給ノ外船舶ニ乗組ムコト、船舶ノ就航区域、船積貨物ノ種類等ニ依リ変動スベキ報酬ヲ定ムル場合ニ於テ八前三号ノ規定ニ拘ラズ第一号ノ規定ニ依リ算定シタル基本タルベキ固定給ノ額ト変動スベキ報酬ノ額トヲ基準トシ厚生労働大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

五・六（略）

（略）

第九条 社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ヲシテ其ノ使用スル者ニ関シ又ハ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ノ組織スル団体ニシテ社会保険庁長官ノ指定スルモノヲシテ其ノ船舶所有者ノ使用スル者ニ関シ第二十一条ノ二ニ規定スル事項以外ノ事項ニ付報告ヲ為サシメ、文書ヲ提示セシメ其ノ他本法ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

（略）

被保険者タリシ者ノ従前ノ船舶所有者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者タリシ者ヨリ求職者等給付ノ支給ヲ受クルニ

必要ナル証明書ノ交付ノ請求アリタルトキハ其ノ請求ニ係ル証明書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

前項ノ規定ハ雇用継続給付ノ支給ヲ受クルニ必要ナル証明書ノ交付ノ請求ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同項中「被保険者タリシ者」トアルハ「被保険者又ハ被保険者タリシ者」ト「従前ノ船舶所有者」トアルハ「当該被保険者又ハ被保険者タリシ者」ト使用シ又ハ使用シタル船舶所有者トス

社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者又ハ被保険給付ヲ受クル者ヲシテ社会保険庁長官又ハ船舶所有者ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル報告、申出若八届出ヲ為サシメ、文書ヲ提出セシメ又ハ失業等給付ノ支給ニ関シ官公署ニ出頭セシムルコトヲ得

第九条ノ二 社会保険庁長官ハ被保険者ノ異動並ニ報酬及賞与、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若八提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若八船舶所有者ノ事務所若八船舶ニ就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

・ (略)

第九条ノ三 厚生労働大臣ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、薬剤師若八手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ対シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若八診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

・ (略)

第十条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令中船舶所有者トアルハ船舶共有ノ場合ニ在リテハ船舶管理人、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ船舶借入人、船舶所有者、船舶管理人及船舶借入人以外ノ者ガ職員ヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ者トス

第十七条 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条ニ規定スル船員(以下船員ト称ス)トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険ノ被保険者トス但シ国又ハ地方公共団体ニ使用セラルル者ニシテ恩給法ノ適用ヲ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十九条ノ二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ取得及喪失並ニ被保険者ノ種別(其ノ期間ガ失業等給付ノ受給要件タル被保険者タリシ期間ニ算入セラルル被保険者ナルヤ否ヤノ区別ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ変更ハ社会保険庁長官ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ

(略)

第二十一条ノ二 船舶所有者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ノ資格ノ取得及喪失、被保険者ノ種別ノ変更並ニ報酬月額及賞与額ニ関スル事項ヲ社会保険庁長官ニ届出ツベシ

第二十一条ノ三 (略)

船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ通知スベシ

社会保険庁長官ハ船舶所有者ノ所在ガ不明ナル為其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタル為第一項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ同項ニ規定スル通知ニ代ヘ其ノ通知スベキ事項ヲ公告スベシ

第二十一条ノ四 (略)

前条第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ通知ニ付之ヲ準用ス

第二十五条ノ二 船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ依リ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ場合ニ於テ其ノ届出ヲ為サザリシ期間内ニ生ジタル被保険者ノ職務上ノ事由ニ因ル疾病、負傷、行方不明若ハ死亡又ハ其ノ疾病若ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因ル障害ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ヲ為シタルトキハ政府ハ当該船舶所有者ガ同法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ノ限度内ニ於テ其ノ保険給付ニ要シタル費用ヲ当該船舶所有者ヨリ徴収スルコトヲ得但シ被保険者ノ当該疾病、負傷、行方不明又ハ死亡ノ生ジタル前ニ当該期間ニ係ル被保険者ノ資格ノ取得ニ付第二十一条ノ五第一項ノ規定ニ依ル確認ノ請求又ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認アリタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(略)

第二十八条 (略)

(略)

第一項ノ給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷トス

一 (略)

二 七十五歳未満ノ被保険者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル)及七十五歳以上ノ被保険者 左ニ掲グル疾病又ハ負傷

イ 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病
ロ 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由(職務上ノ事由以外ノ事由(通勤ヲ除ク)ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ

之二因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

三（略）
（略）

第一項第一号乃至第五号ノ給付（給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノ及厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスマヲ行フ同法第七条第二十三項ニ規定スル療養病床等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ

一（略）

二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

第三十一条 被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因リ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給又ハ移送費ノ支給（以下本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス）ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ起算シ六月ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ但シ雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ受クル間ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
（略）

第五十三条（略）

療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費若ハ訪問看護療養費ノ支給（此等ノ給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノヲ除ク）ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ同一ノ疾病又ハ負傷ニ関シ介護保険法ノ規定ニ依リ夫々ノ給付ニ相当スル給付ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ之ヲ為サズ

一（略）

二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）
（略）

第六十一条 船舶所有者ハ其ノ使用スル被保険者ノ負担スベキ保険料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ負担スル保険料ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六十八条 船舶所有者故ナク左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於テハ六月以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第二十一条ノ二ノ規定ニ違反シテ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ

二 第二十一条ノ三第二項(第二十一条ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シテ通知ヲ為サザルトキ

三 第九条ノ二第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハザルトキ

四 第九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒

ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

五 第六十一条本文ニ規定スル保険料ヲ督促状ニ指定シタル期限迄ニ納付セザルトキ

六 第九条第三項(同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル証明ヲ拒ミタルトキ

第六十九条ノ三 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)第四百十一条ノ規定ニ

依ル徴収職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ又ハ偽リノ陳述ヲ為シタル者

二 第十四条ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルモノトセラレタル国税徴収法第四百十一条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ当該検査ニ関シ偽リノ記載若ハ記録ヲ為シタル帳簿書類ヲ提示シタル者

第七十条 法人(法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノ(以下本条ニ於テ人格ナキ社団等ト称ス)ヲ含

ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ノ代表者(人格ナキ社団等ノ管理人ヲ含ム)又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其

ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ第六十八条又ハ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキ八行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ

各本条ノ罰金刑ヲ科ス

人格ナキ社団等ニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付当該人格ナキ社団等ヲ代表スルノ外法人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス

労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号) (抄)

第三条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

前項の規定にかかわらず、国の直営事業、官公署の事業(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一に掲げる事業を除く。)及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定による船員保険の被保険者については、この法律は、

これを適用しない。

第四十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者を使用する者、労働保険事務組合又は第三十五条第一項に規定する団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

第四十八条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場又は労働保険事務組合若しくは第三十五条第一項に規定する団体の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

・ (略)

第五十一条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合又は第三十五条第一項に規定する団体がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働保険事務組合又は当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

- 一 第四十六条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合
- 二 第四十八条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十四条 法人（法人でない労働保険事務組合及び第三十五条第一項に規定する団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(略)

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（適用事業所）

第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。

一・二 (略)

三 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下単に「船員」という。）として船舶所有者（船員保険法

(昭和十四年法律第七十三号)第十条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。)に使用される者が乗り組む船舶(第五十九条の二を除き、以下単に「船舶」という。)

2・3 (略)

(資格の得喪の確認)

第十八条 被保険者の資格の取得及び喪失は、社会保険庁長官の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、第十条第一項の規定による被保険者の資格の取得及び第十四条第三号に該当したことによる被保険者の資格の喪失は、この限りでない。

2・3 (略)

(船員たる被保険者の標準報酬月額)

第二十四条の二 船員たる被保険者の標準報酬月額の決定及び改定については、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、船員保険法第四条第二項から第六項まで、第四条ノ二及び第四条ノ三の規定の例による。

(届出)

第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主(以下単に「事業主」という。)は、厚生労働省令の定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

(通知)

第二十九条 (略)

2 事業主は、前項の通知があつたときは、すみやかに、これを被保険者又は被保険者であつた者に通知しなければならない。

3~5 (略)

第三十条 (略)

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

(免除保険料率の決定等)

第八十一条の三 (略)

2) 6 (略)

7 前項の適用事業所の事業主(当該厚生年金基金が設立された適用事業所の事業主に限る。)は、同項の通知を受けたときは、速やかに、これを当該通知に係る加入員に通知しなければならない。

(保険料の負担及び納付義務)

第八十二条 (略)

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

3 (略)

(徴収に関する通則)

第八十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(立入検査等)

第一百条 社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

第一百二条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十九条第二項(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第八十一条の三第七項の規定に違反して、通知をしないとき。

四 第八十二条第二項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

五 第一百条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又は当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 (略)

第三百三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第四百十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第四百十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第四百四条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第二百二条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 | （略）

（標準給与）

第二百二十九条 （略）

2 基金は、加入員が当該基金の設立事業所以外の適用事業所（第十条第二項の同意をした事業主の事業所を含む。以下この条において同じ。）に同時に使用される者であるときは、その者が当該基金の設立事業所以外の適用事業所で受ける給与の額を前項に規定する標準給与の基礎となる給与の額に算入しなければならない。

3 （略）

4 設立事業所の事業主は、加入員の給与の額に關する事項を基金に届け出なければならない。

5 （略）

6 設立事業所の事業主は、前項の通知を受けたときは、すみやかに、これを当該通知に係る加入員に通知しなければならない。

7 当該基金の設立事業所以外の適用事業所の事業主は、第二項に規定する給与の額に關する事項を同項の基金に届け出なければならない。

（掛金の負担及び納付義務）

第三百二十九条 （略）

2・3 （略）

4 設立事業所の事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

5 〽 8 (略)

(徴収金)

第四百十条 (略)

6 当該加入員を使用する事業主は、当該加入員及び自己の負担する徴収金を納付する義務を負う。

7 〽 9 (略)

第八十二条 設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二百二十九条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二百二十九条第六項の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第二百二十九条第四項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに掛金を納付しないとき。

2 第二百二十九条第二項に規定する設立事業所以外の適用事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二百二十九条第七項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第四百十条第六項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに徴収金を納付しないとき。

3 (略)

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(老齢厚生年金の支給の繰上げ)

第七条の三 当分の間、次の各号に掲げる者であつて、被保険者期間を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるもの(国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、六十五歳に達する前に、社会保険庁長官に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第四十二条第二号に該当しないときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四条に規定する事業の事業場に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者(以下「坑内員たる被保険者」という。)であつた期間と船員として船舶に使用される被保険者(以下「船員たる被保険者」という。)であつた期間とを合算した期間が十五年以上である者であつて、昭和四十一年四月二日以後に生まれたもの
2) 6 (略)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号) (抄)

(印紙保険料の納付)

第二十三条 (略)

2 前項の規定による印紙保険料の納付は、事業主が、雇用保険法第四十四条の規定により当該日雇労働被保険者に交付された日雇労働被保険者手帳(以下「日雇労働被保険者手帳」という。)に雇用保険印紙をはり、これに消印して行わなければならない。
3) 6

(帳簿の調製及び報告)

第二十四条 事業主は、日雇労働被保険者を使用した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、印紙保険料の納付に関する帳簿を備えて、毎月におけるその納付状況を記載し、かつ、翌月末日までに当該納付状況を政府に報告しなければならない。

(報告等)

第四十二条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第四十三条 行政庁は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

2・3 (略)

第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労災保険法第三十五条第一項に規定する団体が第五号又は第六号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一 第二十三条第二項の規定に違反して雇用保険印紙をはらず、又は消印しなかつた場合

二 第二十四条の規定に違反して帳簿を備えておかず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合

三 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

四 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第四十八条 法人（法人でない労働保険事務組合及び労災保険法第三十五条第一項に規定する団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（適用除外）

第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一・二 (略)

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者

四 (略)

（被保険者に関する届出）

第七条 事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、厚生労働省令で

定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業（同条第一項又は第二項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。）に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする。

（不利益取扱いの禁止）

第七十三条 事業主は、労働者が第八条の規定による確認の請求をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（報告等）

第七十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは第六十条の二第一項に規定する者（以下「教育訓練給付対象者」という。）を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2 （略）

3 離職した者は、厚生労働省令で定めるところにより、従前の事業主又は当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として求職者給付の支給を受けるために必要な証明書の交付に関する事務を処理する労働保険事務組合に対して、求職者給付の支給を受けるために必要な証明書の交付を請求することができる。その請求があつたときは、当該事業主又は労働保険事務組合は、その請求に係る証明書を交付しなければならない。

4 前項の規定は、雇用継続給付の支給を受けるために必要な証明書の交付の請求について準用する。この場合において、同項中「離職した者」とあるのは「被保険者又は被保険者であつた者」と、「従前の事業主」とあるのは「当該被保険者若しくは被保険者であつた者を雇用し、若しくは雇用していた事業主」と読み替えるものとする。

（立入検査）

第七十九条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の

事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

2・3 (略)

第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合

二 第七十三条の規定に違反した場合

三 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

四 第七十六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

五 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十六条 法人(法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「船員災害」とは、船員の就業に係る船舶、船内設備、積荷等により、又は作業行動若しくは船内生活によつて、船員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

2 この法律において「船員」とは、船員法の適用を受ける船員をいう。

3 この法律において「船舶所有者」とは、船員法の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者をいう。

(船舶所有者の責務)

第三条 船舶所有者は、単に船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令の規定を守るだけでなく、船員災害の防止のための自

主的な活動を推進することにより、船内における快適な作業環境及び居住環境の実現並びに船員の労働条件の改善を通じて船員の安全と健康を確保するように努めなければならない。また、船舶所有者は、国が実施する船員災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

(船員の責務)

第四条 船員は、船員災害を防止するため必要な事項を守るほか、船舶所有者その他の関係者が実施する船員災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

(国の援助等)

第五条 国は、船舶所有者又は船舶所有者の団体が船員災害の防止を図るために行う活動について、財政上の措置、技術上の助言、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする。

2 国は、船員災害の防止に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(勧告等)

第九条 国土交通大臣は、基本計画又は実施計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、船舶所有者その他の関係者に対し、船員災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

(総括安全衛生担当者)

第十条 常時使用する船員の数が国土交通省令で定める数以上である船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、総括安全衛生担当者を選任し、その者に次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 船員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 船内における作業環境及び居住環境を快適な状態に維持管理するための措置に関すること。
- 三 船員の安全及び衛生に関する教育の実施に関すること。
- 四 健康検査の実施その他船員の健康管理に関すること。
- 五 船員災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 六 その他船員災害の防止のために必要な業務

2 総括安全衛生担当者は、船員の労務に関し船舶所有者の行う業務を統括管理する者をもつて充てなければならない。

(安全衛生委員会)

第十一条 常時使用する船員の数が国土交通省令で定める数以上である船舶所有者は、次の事項を調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるため、国土交通省令で定めるところにより、安全衛生委員会を設けなければならない。

- 一 船員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に關すること。
- 二 船内における作業環境及び居住環境を快適な状態に維持管理するための基本となるべき対策に關すること。
- 三 船員災害の原因及び再発防止対策に關すること。
- 四 その他船員災害の防止に關する重要事項

2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

- 一 総括安全衛生担当者（前条第一項に規定する船舶所有者以外の船舶所有者の設ける安全衛生委員会にあつては、船員の労務に關し当該船舶所有者の行う業務を統括管理する者又はこれに準ずる者のうちから当該船舶所有者が指名した者）
- 二 当該船舶所有者に使用されている者で船内の安全に關し知識又は経験を有するもののうちから船舶所有者が指名した者
- 三 当該船舶所有者に使用されている者で船内の衛生に關し知識又は経験を有するもののうちから船舶所有者が指名した者
- 3 船舶所有者は、前項第二号及び第三号の委員には、船員法第八十二条の二に規定する衛生管理者であつた者その他の船員災害の防止のための業務に従事した経験を有する船員（船員であつた者を含む。）が含まれるようにしなければならない。
- 4 船舶所有者は、安全衛生委員会の委員には、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者の推薦する者が含まれるようにしなければならない。
- 5 船舶所有者は、安全衛生委員会が第一項の規定により当該船舶所有者に対し述べる意見を尊重しなければならない。

(団体安全衛生委員会)

第十二条 前条第一項に規定する船舶所有者のうち常時使用する

る船員の数が国土交通省令で定める数未満であるものをその構成員の一員とする団体であつて国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣の指定を受けたもの（以下「指定団体」という。）は、当該船舶所有者が同項の規定により設けなければならない安全衛生委員会に代わるべきものとして、団体安全衛生委員会を当該指定団体に設けることができる。

2 指定団体が前項の規定により団体安全衛生委員会を設けたときは、当該指定団体の構成員である同項に規定する船舶所有者で当該団体安全衛生委員会に係るものは、前条第一項の規定にかかわらず、安全衛生委員会を設けないことができる。

3 団体安全衛生委員会は、前項の規定により安全衛生委員会を設けない船舶所有者（以下「特定船舶所有者」という。）に係る前条第一項各号に掲げる事項を調査審議し、特定船舶所有者に対し意見を述べるものとする。

4 特定船舶所有者は、団体安全衛生委員会が前項の規定により当該特定船舶所有者に対し述べる意見を尊重しなければならない。

5 前条第二項（第一号に係る部分を除く。）、第三項及び第四項の規定は、団体安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第二項第二号及び第三号中「当該船舶所有者」とあるのは「当該指定団体又はその構成員である特定船舶所有者」と、「船舶所有者が」とあるのは「指定団体が」と、同条第三項中「船舶所有者」とあるのは「指定団体」と、同条第四項「船舶所有者」とあるのは「指定団体」と、「その使用する」とあるのは「その構成員である特定船舶所有者の使用する」と読み替えるものとする。

（船員の意見を聴くための措置）

第十三条 常時使用する船員の数が第十一条第一項の国土交通省令で定める数未満である船舶所有者は、船員災害の防止に關しその使用する船員の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

（安全衛生教育の体制の整備）

第十四条 船舶所有者は、船員の安全及び衛生に關する知識及び技能の水準の向上を図り、船員災害の防止に資するため、国土交通省令で定めるところにより、船員の安全及び衛生に關する教育の体制の整備に關し必要な措置を講じなければならない。

（勧告）

第十五条 国土交通大臣は、適切な安全衛生管理体制を確保するため必要があるときは、船舶所有者又は団体安全衛生委員会を設けた指定団体に対し、総括安全衛生担当者の業務の執行の改善、安全衛生委員会又は団体安全衛生委員会の委員の増員、前条の教育の体制の改善その他の必要な措置を講ずべきことについて勧告することができる。

（安全衛生改善計画の作成等）

第十六条 国土交通大臣は、船員災害が頻繁に発生していること又は大規模な船員災害が発生したことにより、船員の安全及び衛生に關する事項について船員災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、船舶所有者に対し、船員の安全又は衛生に關する改善計画（以下「安全衛生改善計画」という。）を作成すべきことを指示することができる。

2 前項の規定により安全衛生改善計画の作成を指示された船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、これを作成し、国土交通大臣に届け出なければならない。

3 船舶所有者は、前項の規定により安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、その使用する船員の過半数で組織する労働

組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

4 第二項の規定による届出には、前項の規定により聴いた意見を記載した書面を添付しなければならない。

(変更命令)

第十七条 国土交通大臣は、前条第二項の規定により届出があつた安全衛生改善計画に定められた事項が法令に違反するものであるとき、又は当該船舶所有者に係る船員災害の防止を図る上で適切でないと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(安全衛生改善計画の遵守)

第十八条 安全衛生改善計画を作成した船舶所有者及びその使用する船員は、当該安全衛生改善計画を守らなければならない。

(資格)

第三十一条 協会の会員の資格を有する者は、船舶所有者及び船舶所有者の団体とする。

(船員労務官)

第六十一条 船員労務官は、この法律(第一章、第二章及び前章を除く。以下この条、次条、第六十四条及び第六十五条において同じ。)の施行に関する事務をつかさどる。

2 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、この法律及びこの法律に基づく命令の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告することができる。

3 船員労務官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。

4 (略)

5 第五十六条第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

第六十二条 船員労務官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)に規定する司法警察員の職務を行う。

(船員の申告)

第六十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があるときは、船員は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所長又は船員労務官にその事実を申告することができる。

2 船舶所有者は、前項の申告をしたことを理由として、船員を解雇し、その他船員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(権限の委任)

第六十五条 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に行わせることができる。

第六十七条 船舶所有者が第六十四条第二項の規定に違反したときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十八条 船舶所有者が第十条第一項、第十一条第一項若しくは第十六条第二項の規定に違反したとき、又は第十七条の規定による命令に違反したときは、十万円以下の罰金に処する。

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者
- 二 第六十一条第三項の規定による出頭の命令に 응せず、帳簿書類を提出せず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 三 第六十四条第一項に定める場合において、虚偽の申告をした者

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）

第三章 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮)

第二十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が配慮すべき事項についての指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第二十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第二十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（船員に関する特例）

第二十七条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第二十一条第三項及び第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第二十一条第二項、第二十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第二十一条第三項及び第二十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは、「船員中央労働委員会」と、第七条、第十二条、第二十二條及び第二十五条第二項中「厚生労働省令」とあるのは、「国土交通省令」と、第八条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは、「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十三条第一項、第十四条第一項及び第二十五条第二

項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十四条第一項中「個別労働関係紛争解決促進法第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」とする。

2）4（略）

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（労働条件の原則）

第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

（労働条件の決定）

第二条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

（均等待遇）

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をすることはならない。

（男女同一賃金の原則）

第四条 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

（強制労働の禁止）

第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

（中間搾取の排除）

第六条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

（公民権行使の保障）

第七条 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

第八条 削除

（定義）

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第十条 この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

（適用除外）

第一百六条 第一条から第十一条まで、次項、第一百七条から第一百九条まで及び第二百一条の規定を除き、この法律は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第一項に規定する船員については、適用しない。

この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

第一百七条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

第一百八条 第六条、第五十六条、第六十三条又は第六十四条の二の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条の規定に基づいて発する厚生労働省令（第六十三条又は第六十四条の二の規定に係る部分に限る。）に違反した者についても前項の例による。

第一百九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第三項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項ただし書、第三十七条、第三十九条、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第九十四条第二項の規定に違反した者

二 第三十三条第二項、第九十六条の二第二項又は第九十六条の三第一項の規定による命令に違反した者

三 第四十条の規定に基づいて発する厚生労働省令に違反した者

四 第七十条の規定に基づいて発する厚生労働省令（第六十二条又は第六十四条の三の規定に係る部分に限る。）に違反した者

第二百一十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。以下本条において同様である。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合には、事業主も行為者として罰する。

労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）（抄）

（適用除外）

第五十八条（略）

2（略）

3 この法律は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、適用しない。

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

(適用除外)

第百十五条 (略)

2 この法律は、船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員については、適用しない。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号) (抄)

(適用除外)

第三十二条 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員については、適用しない。

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号) (抄)

第九条 争議行為が発生したときは、その当事者は、直ちにその旨を労働委員会又は都道府県知事(船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に関しては地方運輸局長(運輸監理部長を含む。))。以下同じ。)に届け出なければならない。

第十八条 労働委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、調停を行う。

一 四 (略)

五 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、厚生労働大臣(船員法の適用を受ける船員に関しては国土交通大臣。以下同じ。)又は都道府県知事から、労働委員会に対して、調停の請求がなされたとき。

第三十五条の二 (略)

内閣総理大臣は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会(船員法の適用を受ける船員に関しては、船員中央労働委員会。以下同じ。)の意見を聞かなければならない。
(略)

最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号) (抄)

(船員に関する特例)

第四十条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(以下「船員」という。)に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)、又は船員労働官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。)」と読み替えるものとする。

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号) (抄)

(船員に関する特例)

第八十六条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に関しては、第十条第五項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

2・3 (略)

勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号) (抄)

(船員に関する特例)

第十六条 船員法の適用を受ける船員(以下この条において「船員」という。)に関しては、第四条第一項中「厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣(内閣総理大臣にあつては)」とあるのは「国土交通大臣及び内閣総理大臣(内閣総理大臣にあつては、)」と、「貯蓄に係る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に」とあるのは「貯蓄に係る部分に」と、同条第三項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第五条、次条並びに第十九条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)、中「労働政策審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、次条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

2・5 (略)

賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号) (抄)

(船員に関する特例)

第十六条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に関しては、この法律に規定する都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は船員労務官が行うものとし、この法律(第七条、第八条第四項及び前条の規定を除く。)中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第七条中「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第八条の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定による被保険者(同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。)」を使用する事業」と、「被保険者である労働者を除く」とあるのは「被保険者(同法第十五条第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。)」である労働者に限る」と、「厚生労働省令で定める者」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、「第九条の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と、同条中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十九条第一項第四号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七条ノ二第三項に規定する事業」と、前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令(前章に規定する事項については、厚生労働省令)」とする。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 育児休業 労働者(日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条、次章、第三章、第二十一条及び第二十二条において同じ。)が、次章に定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するためにする休業をいう。
- 二 介護休業 労働者が、第三章に定めるところにより、その要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業をいう。
- 三 五 (略)

(船員に関する特例)

第六十条 第四章、第三十六条から第五十四条まで及び第六十二条から第六十七条までの規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第六条第一項に規定する船員になろうとする者及び船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(次項において「船員等」という。)に関しては、適用しない。

2 船員等に関しては、第二条第三号から第五号まで、第五条、第六条第一項第二号及び第三号（第十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三項、第七条（第十三条において準用する場合を含む。）、第八条第二項及び第三項（第十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第二項第一号及び第三項、第十一条、第十二条第三項、第十五条第一項、第三項第一号及び第四項、第十九条第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号（これらの規定を第二十条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十九条第五項、第二十条第二項、第二十一条第一項第三号及び第二項、第二十三条、第二十九条、第五十七条、第五十八条並びに前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第二項第三号中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、第十五条第三項第二号及び第十九条第四項第三号中「労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは「船員法第八十七条第一項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」と、同条第一項中「養育する労働者」とあるのは「養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下この章、第二十三条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条において同じ。）」と、第二十五条中「労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇」とあるのは「船員法第七十四条から第七十八条までの規定による有給休暇」と、第二十八条及び第五十五条から第五十八条までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第五十七条中「第三項第一号、第十七条第一項第二号並びに同項第三号並びに同条第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十八条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第三項第一号」と、第二十三条並びに第三十九条第一項第二号及び第二項「とあるのは「並びに第二十三条」と、「労働政策審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」とする。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

（被保険者）

第五条 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

（適用除外）

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者としな

- 一 （略）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者

三・三の二（略）

四 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第三条第二項の規定による日雇特別被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。

五〃八（略）

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

（定義）

第六条（略）

2（略）

3 この法律において「加入者」とは、次に掲げる者をいう。

一（略）

二 船員保険の規定による被保険者

三〃四の二（略）

五 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第三条第二項の規定による日雇特別被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。

六（略）

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（定義）

第七条（略）

2〃25（略）

26 この法律において「医療保険加入者」とは、次に掲げる者をいう。

一（略）

二 船員保険法の規定による被保険者

三〃五（略）

六 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法

の規定による被扶養者。ただし、健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。
七（略）

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（抄）

附則

（用語の定義）

第五条 この条から附則第三十八条の二まで、附則第四十一条から第九十条まで及び附則第九十二条から第九十四条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十一（略）

十二 第三種被保険者 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する事業の事業場に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する厚生年金保険法による被保険者又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員として厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される同法による被保険者であつて、第四種被保険者及び船員任意継続被保険者以外のものをいう。

十三〇十九（略）

（国民年金の被保険者期間等の特例）

第八条（略）

二〇七（略）

8 附則第十八条第一項並びに国民年金法第十条第一項及び第二十六条（同法第三十七条第四号、附則第九条の二第一項及び第九条の二の二第一項において適用する場合を含む。）並びに同法附則第九条第一項の規定の適用について、平成三年四月一日前の第三種被保険者等（第三種被保険者及び船員任意継続被保険者をいう。以下この項、附則第四十七条第四項、第五十二条及び第八十二条第一項において同じ。）若しくは新船員組合員（昭和六十年国家公務員共済改正法附則第三十二条第二項に規定する新船員組合員及び昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十五条第二項に規定する新船員組合員をいう。以下この項において同じ。）である国民年金の被保険者であつた期間又は平成八年改正法附則第五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同条第三項に規定する新船員組合員（以下この項において「旧適用法人船員組合員」という。）であつた期間につき第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間を計算する場合には、新国民年金法第十一条第一項及び第二項並び

に第十一条の二の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した期間の五分の六を乗じて得た期間をもつて第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間とする。この場合において、第三種被保険者等、新船員組合員又は旧適用法人船員組合員であるかないかの区別に変更があつた月は、変更後の区別（同一の月において二回以上にわたり第三種被保険者等、新船員組合員又は旧適用法人船員組合員であるかないかの区別に変更があつたときは、最後の区別）の国民年金の被保険者であつた月とみなす。

9）13（略）

（老齡基礎年金等の支給要件の特例）

第十二条 保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含み、同条第四項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）又は保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含み、国民年金法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）を有し、かつ、同法第二十六条ただし書に該当する者（同法附則第九条第一項の規定により同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなれる者を除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものは、同法第二十六条及び第三十七条（第四号に限る。）並びに同法附則第九条の二第一項、第九条の二の二第一項、第九条の三第一項及び第九条の三の二第一項の規定の適用については、同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなす。

一）四（略）

五 附則別表第三の上欄に掲げる者であつて、三十五歳に達した月以後の第三種被保険者又は船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者であつた期間に係るもの及び附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。）が、それぞれ同表下欄に掲げる期間以上であること（そのうち、十年以上は、船員任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間（旧船員保険法第二十条第一項の規定による船員保険の被保険者であつた期間に係るものを含む。）以外のものでなければならぬ。）。

六）十九（略）

2）4（略）

（厚生年金保険の被保険者の種別の変更）

第四十六条 新厚生年金保険法第十八条、第十九条の二、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第一百零二条第一項（第一号及び第二号に限る。）、第一百四十四条、第二百二十八条及び第二百八十七条（第一号に限る。）の規定は、厚生年金保険の被保険者の種別の変更（第一種被保険者（旧厚生年金保険法第三条第一項第一号に規定する第一種被保険者を含む。）と第三種被保険者（旧

厚生年金保険法第三条第一項第五号に規定する第三種被保険者を含む。)との間の変更をいう。)について準用する。

(厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

4 平成三年四月一日前の第三種被保険者等であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、新厚生年金保険法第十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した期間に五分の六を乗じて得た期間をもつて厚生年金保険の被保険者期間とする。

(厚生年金保険の平均標準報酬月額に関する経過措置)

第五十二条 厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が、附則第四十七条第二項に規定する第三種被保険者であつた期間(同条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間を含む。以下この条において「旧第三種被保険者等であつた期間」という。)若しくは同条第四項に規定する第三種被保険者等であつた期間(以下この条において「第三種被保険者等であつた期間」という。)又は平成八年改正法附則第五条第二項に規定する旧船員組合員であつた期間(以下この条において「旧船員組合員であつた期間」という。)若しくは同条第三項に規定する新船員組合員であつた期間(以下この条において「新船員組合員であつた期間」という。)であるときは、厚生年金保険法第四十三条第一項(同法第五十条第一項及び第六十条第一項においてその例による場合並びに附則第五十九条第二項、同法第四十四条第一項、附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項並びに同法附則第十七条の二第五項の規定により読み替えられた同法第四十四条の二第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第五条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の三第四項において適用する場合を含む。)、及び同法附則第九条の二第二項第二号(同法附則第九条の三第一項及び第三項(同条第五項においてその例による場合を含む。))並びに第九条の四第一項(同法附則第二十八条の三第二項及び第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。)、及び第四項(同法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。))並びに平成六年改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。))に定める額は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。ただし、老齢厚生年金及び遺族厚生年金(厚生年金保険法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものに限る。))の額を計算する場合においてその計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の月数が二百四十未満であるとき(附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するときを除く。)、障害厚生年金の額を計算する場合において同法第五十条第一項後段の規定の適用があるとき又は遺族厚生年金(

同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の額を計算する場合において同法第六十条第一項後段の規定の適用があるときは、この限りでない。

- 一 旧第三種被保険者等であつた期間及び旧船員組合員であつた期間（以下この号及び第三号において「旧第三種被保険者等であつた期間等」という。）の平均標準報酬月額（当該期間が厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号）附則第四条の規定に該当するものである場合にあつては、同条の規定により計算した平均標準報酬月額とし、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号）附則第三十五条の規定に該当するものである場合にあつては、同条の規定により計算した平均標準報酬月額とする。第三号において同じ。）の千分の七・一二五に相当する額に旧第三種被保険者等であつた期間等に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額
- 二 第三種被保険者等であつた期間及び新船員組合員であつた期間（以下この号及び次号において「第三種被保険者等であつた期間等」という。）の平均標準報酬月額の千分の七・一二五に相当する額に第三種被保険者等であつた期間等に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額
- 三 旧第三種被保険者等であつた期間等及び第三種被保険者等であつた期間等以外の厚生年金保険の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の七・一二五に相当する額に旧第三種被保険者等であつた期間及び第三種被保険者等であつた期間以外の期間に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額

（厚生年金基金の加入員及び代議員等の資格に関する経過措置）

第八十一条（略）

2（略）

- 3 新厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される厚生年金保険の被保険者については、当分の間、同法第一百条第一項中「被保険者」とあるのは、「被保険者（船舶に使用される被保険者を除く。次項、次条第一項及び第二項、第二百一十二条並びに第四百四十四条第一項及び第二項において同じ。）」とする。

附則別表第三

昭和二十二年四月一日以前に生まれた者	十五年
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	十六年
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	十七年
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	十八年
昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	十九年

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）（抄）

（厚生年金保険の保険料に関する経過措置）

第三十三条 この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の属する月から平成二十九年八月までの月分の昭和六十年改正法附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者の厚生年金保険法による保険料率については、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十一条第四項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる月分の保険料については、それぞれ同表の下欄に定める率（厚生年金基金の加入員である被保険者にあつては、当該率から厚生年金保険法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率）とする。

施行日の属する月から平成十七年八月までの月分	千分の百五十二・〇八
平成十七年九月から平成十八年八月までの月分	千分の百五十四・五六
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	千分の百五十七・〇四
平成十九年九月から平成二十年八月までの月分	千分の百五十九・五二
平成二十年九月から平成二十一年八月までの月分	千分の百六十二・〇〇
平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分	千分の百六十四・四八
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百六十六・九六
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百六十九・四四
平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百七十一・九二
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百七十四・四〇
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百七十六・八八
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十九・三六
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百八十一・八四

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

（略）

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

- 一 法律又はこれに基づき政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役

割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二（略）

この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

（略）

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
船員法（昭和二十二年法律第百号）	（略）
船員法（昭和二十二年法律第百号）	（略）
船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）	第十五条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務
	（略）

海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（抄）

（業務）

第一条 海事代理士は、他人の委託により、別表第一に定める行政機関に対し、別表第二に定める法令の規定に基く申請、届出、登記その他の手続をし、及びこれらの手続に関し書類の作製をすることを業とする。

別表第二（第一条関係）

一 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）

- 二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）
- 三 船員法（昭和二十二年法律第百号）
- 四 船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）
- 五 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）
- 五の二 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）
- 六 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）
- 六の二 海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）
- 七 造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）
- 八 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）
- 九 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第 号）（国際港湾施設に係る部分を除く。）
- 十 前各号に掲げる法律に基づく命令

（海事代理士でない者の業務の制限）

第十七条 海事代理士でない者は、他人の委託により、業として第一条に規定する行為を行つてはならない。但し、他の法令に別段の定がある場合は、この限りでない。

2 （略）

船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号） （抄）

（船員雇用促進等事業）

第八条 船員雇用促進センターは、船員の雇用の促進等を図るため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

一 （略）

二 船員職業紹介（船員職業安定法第六条第二項に規定する船員職業紹介をいう。）、船員労務供給（同条第六項に規定する船員労務供給をいう。以下同じ。）その他船員の就職の奨励に関する事業を行うこと。

三・四 （略）

（船員職業紹介事業についての船員職業安定法の適用除外等）

第九条 船員職業安定法第三章第一節及び第五十九条から第六十一条までの規定は、船員雇用促進センターが行う船員職業紹介事業については適用しない。

2 船員職業安定法第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員職業紹介事業について準用する。

(船員労務供給事業についての船員職業安定法の適用除外)

第十条 船員職業安定法第三章第三節及び第五十九条から第六十一条までの規定は、船員雇用促進センターが行う船員労務供給事業については適用しない。

(船員労務供給事業の実施に関する基本的事項)

第十一条 (略)

2) 4 (略)

5 船員職業安定法第二十一条の規定は、船員雇用促進センターが行う船員労務供給事業について準用する。この場合において、同条第一項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員労務供給(当該同盟罷業、閉出又はけい船の行われる際現に当該船舶につき船員労務供給を行っている場合にあつては、当該船員労務供給及びこれに相当するものを除く。)」を行つてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に船員労務供給が行われる」と、「求職者を紹介してはならない」とあるのは「船員労務供給(当該通報の際現に当該船舶につき船員労務供給を行っている場合にあつては、当該船員労務供給及びこれに相当するものを除く。)」を行つてはならない」と、「求職者を紹介する」とあるのは「船員労務供給を行う」と読み替えるものとする。

6 (略)

(船員法等の適用に関する特例)

第十四条 船員雇用促進センターとその雇用する労務供給船員との労働関係については、労務供給船員を船員法第二条第二項に規定する予備船員と、船員雇用促進センターを同法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、同法第一条第一項、第四条、第三十一条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四十四条の三、第五十条第一項及び第三項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条の二、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、第八十七条第一項本文及び第二項本文、第十章、第十一章(第九十七条第一項(第四号に係る部分に限る。))、第三項及び第四項を除く。)、第一百一条第一項、第一百二条、第一百三条、第一百五条、第一百六条、第一百七条(第五項を除く。)、第一百八条から第一百十条まで、第一百十二条

から第百十七条まで、第百十九条、第百十九条の二、第百二十一条の二並びに第百四十七条の規定並びに当該規定に基づいて発する命令の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第四十四条の二第一項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労務供給（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第八号に規定する船員労務供給をいう。以下同じ。）の役割に従事しない期間」と、同法第五十三条第二項中「これを毎月」とあるのは「船舶所有者が雇用契約に基づきこれを支払うべきこととされている期間において毎月」と、同法第七十四条第一項、第二項及び第四項中「同一の事業に属する船舶」とあるのは「特別措置法第十一条第一項ただし書に規定する船員労務供給契約に係る船舶」と、同項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間」とあるのは「第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員労務供給に係る勤務に従事しない期間」と、同法第七十五条第一項中「十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは「十五日を基準として国土交通省令で定める日数とする」と、同条第二項中「十日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日）」とあるのは「十日を基準として国土交通省令で定める日数とし、同項ただし書に規定する期間一箇月を増すごとに一日」と、同条第三項中「二十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える」とあるのは「二十五日を基準として国土交通省令で定める日数とする」と、同条第四項中「十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日）」とあるのは「十五日を基準として国土交通省令で定める日数とし、同項ただし書に規定する期間一箇月を増すごとに一日」と、同法第七十八条第一項中「並びに国土交通省令の定める手当及び食費」とあるのは「及び国土交通省令で定める手当」と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項」とあるのは「安全及び衛生に関する教育その他の船員労務供給の役割に従事する者の安全及び健康の確保に関し国土交通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあり、及び同条第二項中「使用してはならない」とあるのは「船員労務供給の役割に従事させてはならない」と、同項中「前項但書の場合」とあるのは「前項ただし書の場合（当該船員労務供給が第一条第一項に規定する船舶に係るものである場合を除く。）」と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは「国土交通省令で定める場合を除き船員労務供給の役割に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中「雇入契約存続中」とあるのは「船員労務供給の役割に従事するために乗船中」と、同法第九十五条中「船員保険法」とあるのは「船員保険法（特別措置法第十五条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（特別措置法第十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）以下同じ。）」と、「船員の労働関係」とあるのは「船員の労働関係（特別措置法第十四条第四項に規定する労働関係を含む。）」と、同法第一百三十一条中「労働協約」とあるのは「特別措置法第十二条第一項の規定により認可を受けた船員労務供給規程、労働協約」と、「船内及びその他の事業場内」とあるのは

「事業場内」とする。

2・3 (略)

4 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係については、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（第一条から第十一号まで、第一百七七条から第一百九条まで及び第二百一一条を除く。）、労働災害防止団体系法（昭和三十九年法律第一百八号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定は、適用しない。ただし、労働基準法第七条の規定の適用については、当該労働関係に係る労働供給船員が船員労働供給契約に基づく船員労働供給の役務に従事していない場合に限る。

5 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る労働供給船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）及び賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。

6 (略)

（船員保険法等の適用に関する特例）

第十五条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係（同条第二項の規定により同法第十章の規定が適用されない場合における当該労働関係を除く。次条第一項において同じ。）に係る労働供給船員は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（第十七条の規定による船員保険の被保険者に含まれるものとして、同法及び同法に基づいて発する命令の規定を適用する。この場合において、同法第四条ノ三第一項第四号中「船員」とあるのは「船員（労働供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法（以下特別措置法ト称ス））第十一条第一項二規定スル労働供給船員ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ含ム）」と、同法第十条中「船員」とあるのは「船員（労働供給船員（労働供給船員ヲ含ム）」と、同法第十七条中「船員（以下船員ト称ス）」とあるのは「船員（労働供給船員ヲ含ム以下船員ト称ス）」と、同法第二十五条ノ二第一項中「船員法」とあるのは「船員法（特別措置法第十四条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）」と、同法第二十八条第三項第二号口及び第三十一条第一項中「雇入契約存続中」とあるのは「特別措置法第八条第二号二規定スル船員労働供給ノ役務ニ従事スル為乗船中」とする。

2 (略)

3 前条第二項に規定する場合における当該労働供給船員についての船員保険法の規定の適用に関しては、同法第三十三条ノ三第二項及び第三十三条ノ十二第三項中「該当スル場合ニ於ケル」とあるのは「該当スル場合（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項二規定スル労働供給船員ガ同法第八条第二号二規定スル船員労働供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルル場合ヲ除ク）ニ於ケル」と、同法第五十九条第五項第一号並びに第六十条第一項第一号及び第三号中「受クルコトヲ得ルモノ」とある

のは、受クルコトヲ得ルモノ（船員の雇用の促進に関する特別措置法第十一条第一項ニ規定スル労務供給船員ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スル場合ニ於テ同法第八条第二号ニ規定スル船員労務供給ノ役務ニ従事スル為使用セラルルモノヲ含ム）とし、同法に基づいて発する命令の規定の適用についての必要な技術的読替えは、命令で定める。

4・5（略）

6 船員保険の被保険者に含まれるものとされた労務供給船員及びその被扶養者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）並びにこれらの法律に基づいて発する命令の規定の適用については、それぞれ、船員保険法の規定による被保険者及び同法の規定による被扶養者とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。

（厚生年金保険法等の適用に関する特例）

第十六条（略）

2（略）

3 第一項の規定により厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船員とみなされる労務供給船員は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八条第八項、第十二条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第四十六条、第四十七条第四項及び第五十二条の規定並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第十条第三項の規定の適用については昭和六十年改正法附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者と、昭和六十年改正法附則第八十一条第三項の規定の適用については同項に規定する厚生年金保険の被保険者とみなす。

内航海運業法（昭和二十七年法律第五百一十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

二 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項の漁船

2（略）

4（略）

(事業の休止及び廃止の届出)

第二十二条 内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者は、事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

(準用)

第二十七条 この法律の規定は、もつぱら湖、沼又は河川において営む内航海運業に相当する事業に準用する。

漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本船舶をいう。

- 一 もつぱら漁業に従事する船舶
- 二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
- 三 もつぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
- 四 もつぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの

2・3 (略)

港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)(抄)

(定義)

第二条 この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為であつて次に掲げるものをいう。

- 一 荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第五号までに掲げる行為を一貫して行う行為
- 二 港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸(第四号に掲げる行為を除く。)
- 三 港湾における貨物の船舶又ははしけによる運送(一定の航路に旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。))を就航させて人の運送をする事業を営む者が当該航路に就航する当該旅客船により行う貨物の運送その他国土交通省令で定めるも

のを除く。）、国土交通省令で定める港湾と港湾又は場所との間（以下単に「指定区間」という。）における貨物のはしけによる運送又は港湾若しくは指定区間における引船によるはしけ若しくはいかだのえい航

四 港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場（水面貯木場を除く。以下単に「荷さばき場」という。）への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管又は貨物の船舶（国土交通省令で定める総トン数未滿のものに限る。以下この号において同じ。）若しくははしけからの取卸し若しくは船舶若しくははしけへの積込み（貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行なう場合に限る。）

五 港湾若しくは指定区間におけるいかだに組んでする木材の運送又は港湾においてする、いかだに組んで運送された木材若しくは船舶若しくははしけにより運送された木材の水面貯木場への搬入、いかだに組んで運送されるべき木材若しくは船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出若しくはこれらの木材の水面貯木場における荷さばき若しくは保管

六 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明（以下「検数」という。）

七 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定（以下「鑑定」という。）

八 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明（以下「検量」という。）

2 この法律で「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしなないとを問わず港湾運送を行う事業をいう。

3 （略）

4 この法律で「港湾」とは、政令で指定する港湾（その水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域をいう。）をいう。

5・6 （略）

（事業の種類）

第三条 港湾運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般港湾運送事業（前条第一項第一号に掲げる行為を行う事業）
- 二 港湾荷役事業（前条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行う事業）
- 三 はしけ運送事業（前条第一項第三号に掲げる行為を行う事業）
- 四 いかだ運送事業（前条第一項第五号に掲げる行為を行う事業）
- 五 検数事業（前条第一項第六号に掲げる行為を行う事業）

- 六 鑑定事業（前条第一項第七号に掲げる行為を行う事業）
- 七 検量事業（前条第一項第八号に掲げる行為を行う事業）

（事業の譲渡及び譲受の認可等）

第十八条（略）

2）4（略）

5 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、第四条第一項の規定にかかわらず、当該事業を営むことができる。

6（略）

（特定港湾における一般港湾運送事業等）

第二十二條の二（略）

2）5（略）

6 第十条、第十二条、第十四条から第十五条の二まで、第十七条、第十七条の二、第十八条第四項から第六項まで（第六項にあつては、第四項に係る部分に限る。）、第十八条の二、第十八条の三、第二十一条及び第二十二條の規定は特定港湾一般港湾運送事業者等について、第十一条、第十三条並びに第十六条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は特定港湾における一般港湾運送事業者」という。）、同条第三項から第六項までの規定は特定港湾における港湾荷役事業等の許可を受けた者について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「港湾運送事業者」とあるのは「特定港湾一般港湾運送事業者等」と、第十七条第二項及び第十八条第六項中「第六条」とあるのは「第二十二條の二第二項において準用する第六条（第一項第一号に係る部分を除く。）」と、同条第五項中「第四条第一項」とあるのは「第二十二條の二第一項」と、第二十一条第一号中「運賃及び料金又は港湾運送約款」とあるのは「港湾運送約款」と読み替えるものとする。

7・8（略）

（指定区間においてする内航運送の特例）

第三十三條の二 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の規定は、一般港湾運送事業者、はしけ運送事業の免許を受けた者（以下「はしけ運送事業者」という。）、特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾におけるはしけ運送事業の許可を受けた者（以下「特定港湾はしけ運送事業者」という。）が当該事業の免許又は

許可を受けた港湾を起点又は終点とする指定区間においてするはしけ以外の木製船舶による物品の運送（自己の引き受けた運送を他の者に下請をさせる場合を含み、一般港湾運送事業者又は特定港湾一般港湾運送事業者については一般港湾運送事業に相当する事業の一部として行う場合に限る。）については、これを適用しない。一般港湾運送事業者、はしけ運送事業者、特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾はしけ運送事業者が死亡した場合において、第十八条第五項（第二十二條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き事業を営む者についても、同様とする。

2 (略)

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。

6 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。
7 1 (略)

(旅客不定期航路事業の許可)

第二十一条 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路

事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。()を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 (略)

行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「実運送」とは、船舶運航事業者、航空運送事業者、鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者（以下「実運送事業者」という。）の行う貨物の運送をいい、「利用運送」とは、運送事業者の行う運送（実運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。

2 この法律において「船舶運航事業者」とは、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項の船舶運航事業（同法第四十四条の規定により同法が準用される船舶運航の事業を含む。）を営業者をいう。

3 この法律において「航空運送事業者」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十六項の航空運送事業を経

営する者をいう。

4 この法律において「鉄道運送事業者」とは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第二項の第一種鉄道事業若しくは同条第三項の第二種鉄道事業を経営する者又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者をいう。

5 この法律において「貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を経営する者をいう。

6 この法律において「貨物利用運送事業」とは、第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業をいう。

7 この法律において「第一種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業であつて、第二種貨物利用運送事業以外のものをいう。

8 この法律において「第二種貨物利用運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、船舶運航事業者、航空運送事業者又は鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する当該利用運送に係る貨物の集貨及び配達のためにする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項の自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）をいう。以下同じ。）による運送（貨物自動車運送事業者の行う運送に係る利用運送を含む。以下「貨物の集配」という。）とを一貫して行う事業をいう。

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（課税の範囲）

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

（課税標準及び税率）

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。